

平成 22 年度の船員保険の介護保険料率について

各年度の船員保険の介護保険料率については、次の算式により得た率を基準として、協会が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険 2 号被保険者の総報酬額の総額の見込額}}$$

《現行の介護保険料率》

1 . 3 4 %



《平成 22 年 3 月 ~》

1 . 4 7 %

疾病任意継続被保険者にあつては、平成 22 年 4 月 ~

(参 考)

- ・ 介護保険納付金の額は 32.3 億円、総報酬額は 2,168.3 億円として算定しており、これに過年度保険料の収納見込額 (0.4 億円)、平成 21 年度末に見込まれる不足分 (0.3 億円) を勘案して、1.47% と設定。
- ・ 平成 20 年度において介護分の積立金が 0.1 億円となっており、平成 21 年度として 0.4 億円の赤字が見込まれることから、平成 21 年度末に見込まれる不足分は 0.3 億円としている。

【船員保険の介護保険料率の算定式】

$$\begin{aligned} (1) \quad & \frac{3,179,886 \text{ 千円 (介護納付金)}}{216,828,550 \text{ 千円 (総報酬額)}} = 1.467\% \\ (2) \quad & 33,841 \text{ 千円 (21年度末不足額)} \div 216,828,550 \text{ 千円 (総報酬額)} = 0.016\% \\ (3) \quad & \text{過年度の未納保険料を平成22年度中に収納することによる減} = 0.018\% \\ & (1) + (2) + (3) = 1.47\% \end{aligned}$$

(参 考)

【船員保険の一般保険料率の算定の考え方】

平成22年3月からの一般保険料率については、平成22年1月から平成23年3月までの15ヶ月間の財政収支を見通した保険料率を算定し、その後の変動要因について検証を行って必要があれば保険料率の見直しを行うこととしたところ。

今般、次の変動要因について検証した結果、特に保険料率の変更は必要ないものと見込んでいる。

- ・診療報酬改定 (+ 0.19%)
- ・後期高齢者支援金に係る負担方法の変更 (被用者保険に係る支援金の1/3の額を総報酬割及びこれに伴う国庫補助の見直し)

船員保険の収支見込み(介護分)

(単位:百万円)

		20年度 (決算)	21年度 (見込)	22年度 (予定)
収入	保険料収入	3,088	3,056	3,226
	その他	0	96	51
	小計	3,088	3,152	3,277
支出	介護納付金	3,043	3,200	3,230
単年度収支差		45	48	47
準備金残高		14	34	13

- (注) 1. 国の会計に準じた手法で作成したもの
 2. 端数整理のため、係数が整合しない場合がある。
 3. 「平成21年度」は年末の予算セット時における見込値である。

平成 2 2 年度の船員保険料率

(平成 2 1 年度)

1 一般保険料率

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病保険料率	4.55	4.70	9.25
災害保健福祉 保険料率	0	1.40	1.40
合 計	4.55	6.10	10.65

特定保険料率：3.20%、基本保険料率：6.05%

疾病任意継続被保険者 疾病 9.25%、災害 0.50%

独立行政法人等被保険者 災害 0.50%

後期高齢者医療被保険者 災害 1.40%

2 介護保険料率

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
介護保険料率	<u>0.67</u>	<u>0.67</u>	<u>1.34</u>

(平成 2 2 年度)

1 一般保険料率 (2 1 年度と同率)

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病保険料率	4.55	4.70	9.25
災害保健福祉 保険料率	0	1.40	1.40
合 計	4.55	6.10	10.65

特定保険料率：3.20%、基本保険料率：6.05%

疾病任意継続被保険者 疾病 9.25%、災害 0.50%

独立行政法人等被保険者 災害 0.50%

後期高齢者医療被保険者 災害 1.40%

2 介護保険料率

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
介護保険料率	<u>0.735</u>	<u>0.735</u>	<u>1.47</u>